

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

【位置・地勢】

白石町は、佐賀県の南西部、佐賀市中心部から25km圏内に位置し、北は六角川を境に大町町、江北町、小城市に、西は武雄市及び嬉野市に、南は塩田川を境に鹿島市に接し、東南部は有明海に面している。町西方の杵島山系から東方へ広がる広大な白石平野は、古く弥生時代から自然陸化し、中世より現代まで幾多の干拓事業で造成された土地であり、特色としては粘質土壌で、米・麦、野菜、施設園芸等の農業好適地帯となっている。また、六角川や塩田川をはじめとする川は、地域にうるおいを与えながら、宝の海とも言われる有明海に注いでいる。このように町全体をみると、山と平野、川と海といった美しく個性豊かな自然が一体として揃っている。

【気象状況】

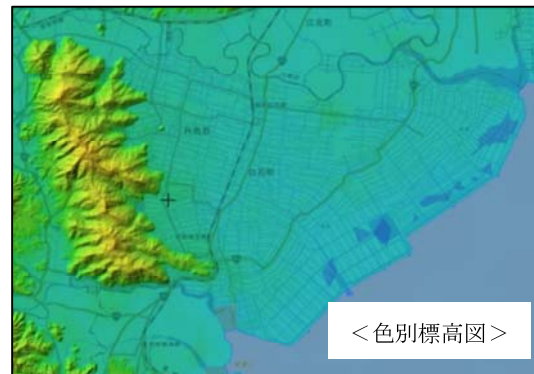
白石町の気象は、平均気温16.2℃と比較的温暖である。年平均降水量は約1,824mm程度と、県平均より気温及び降水量ともにやや少ない。また、当町は台風の常襲地帯であるため、風雨による被害を時々受けている。

【気象災害発生の特徴】

白石町で発生する災害の多くは大雨による低地の浸水である。また、暴風雨による六角川、塩田川及びその支流河川の氾濫、堤防の決壊、高潮、風害が想定される。これは、感潮河川である六角川及び塩田川は、干満の差が6mに及ぶ有明海に直結しているため、満潮及び台風等による異常高潮時において、河川の排水が不能となることが起因しており、堤防の決壊、堤防からの水のおふれ、氾濫の原因となっている。また、各河川の排水施設は有明海の潮位の関係上、常時開放して自然排水をすることが不可能であるため、平坦部においても各河川の排水機能不良に起因する洪水や浸水が発生し、常習災害を発生させている。これらの災害は、大雨のように暖候時期に発生しやすいもの、暴風雨のように夏から秋にかけて発生するものなど、発生しやすい時期の険悪な気象状態にあわせて、近年の異常気象の発生、また生活様式等の変化による社会的環境が重なることで、災害の発生態様や状況が変化している。



<航空写真>



<色別標高図>

②想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

【大雨、台風、高潮の影響】

白石町で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。日降水量100mm以上の大雨は、6月～7月の梅雨期に最も多く、この2か月で年間の約63%と最も多い。特に、長時間降り続く中で短時間での集中降雨があり、大きな災害を引き起こす要因となっている。

また、8月～9月は台風や秋雨前線等で年間の約20%を占めている。台風の来襲で、大雨や暴風、高波などを引き起こし、特に有明海は潮の干満差が著しく、全国的にみても高潮が起こりやすい条件にある。

河川は、北側には有明海に注ぐ六角川と南方には県河川である塩田川が流れている。

六角川の特徴としては、白石町須古地区から福富海岸までの低平地を蛇行しながら流れており、出水時などは有明海の6mにも及ぶ干満差の影響などの要因により、大きな洪水被害を引き起こしている。

また、六角川に注ぐ須古川や白石川などは、六角川の水位の上昇により自然排水が不能となり町内でも内水氾濫のため水害が発生している。

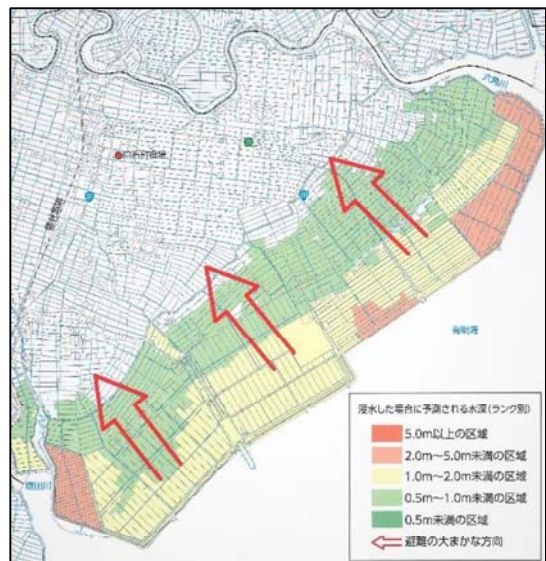
(土砂災害：ハザードマップ)

【台風による暴風雨、地すべり等】

白石町西部には南北に杵島山系が連なっており、地形的、地質的に不安定な山地丘陵地帯がある。町内全域にわたって、127箇所(土石流危険箇所19箇所、急傾斜危険箇所がけ崩れ105箇所、地すべり3箇所)の土砂災害危険箇所があり、昨年の集中豪雨により土砂災害が発生し、集落内の道路が寸断される等、これからの発災時についても同様の災害が十分予想される。



<洪水時の浸水想定区域(最大規模)>



<高潮ハザードマップ>



<がけ崩れ、地すべりなど危険区域>

(地震：J-SHIS)

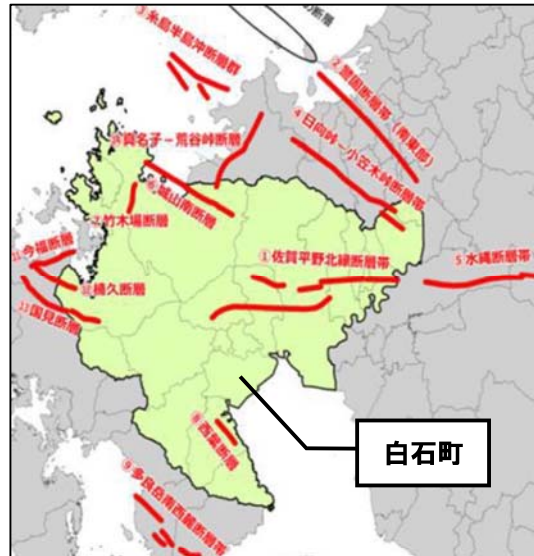
平成28年4月、熊本県で2回にわたり震度7を観測する地震が発生。この地震により町内でも震度4～震度5弱を観測し、町内の住宅塀が倒壊するなどの物的被害が起きている。町内に活断層は確認されていないが、佐賀県内及び周辺には14の活断層がある。平成25年度から平成26年度において、佐賀県が実施した地震被害等予測調査の結果、「佐賀平野北縁断層帯」で地震が発生した場合に大きな被害が生じることが想定されている。

【津波災害】

平成23年、東北地方太平洋沖地震による津波では有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部には津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cmの津波が観測された。津波は遠方の地震でも影響することを念頭においておく必要がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年間の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルスのような、これまでになかった未知の感染症の発生と全国的なまん延で、多くの町民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。



< 佐賀県内外の活断層 >

(2) 商工業者の状況 (令和2年12月1日現在)

商工業者数 822 小規模事業者数 766

【内訳】

| | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 (事業所の立地状況等) |
|------------------|-------|-------|---------|---------------------|
| 商 工 業 者 | 建設業 | 210 | 208 | 町内広域的に分布 |
| | 製造業 | 54 | 48 | 町内広域的に分布 |
| | 卸売業 | 47 | 40 | 町内広域的に分布 |
| | 小売業 | 179 | 163 | 町内商店街や幹線道路、人口密集地に分布 |
| | 飲食業 | 73 | 71 | 町内商店街や幹線道路、人口密集地に分布 |
| | サービス業 | 228 | 212 | 町内商店街や幹線道路、人口密集地に分布 |
| | その他 | 30 | 24 | 町内広域的に分布 |
| | 計 | 822 | 766 | |

(3) これまでの取り組み

①白石町の取り組み

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 白石町業務継続計画の策定
- ・ 白石町ハザードマップ作成と全戸配布
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 新型インフルエンザ等感染症対策行動計画の策定

②白石町商工会の取り組み

- ・ 事業者へのBCPに関する国や県の施策等の周知と情報発信
- ・ 事業所への事業継続力強化計画の目的と必要性を啓発、計画策定の支援
- ・ 佐賀県火災共済協同組合の他、各損害保険会社の補償保険の紹介と加入推進
- ・ 白石町が行う防災訓練への参加推進

II 課題

現状、緊急時の取り組みについては、商工会や白石町がそれぞれ単独で検討している状況であり、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また平時・緊急時の対応を推進するノウハウや人材不足が問題といえる。

万が一に備え、事業再建するうえで不可欠な保険や共済への加入に対する助言、発災時の連絡や行動体制、発災後の初動体制など、全職員への教育が不可欠である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地域内の小規模事業者に対し事業継続力強化計画の策定に係るセミナーを開催し、経営における自然災害リスクや感染症等リスクの重大性を認識させるとともに、事前の対応策の必要性や発災時の早期対応の重要性を認識してもらう。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うために、商工会と白石町における相互間の被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後、速やかに復興支援策が行えるように、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連絡体制を構築する。
- ・ マニュアルの共有化を図り、災害に関する知識やノウハウを習得する。
- ・ 災害に関する保険や共済の普及と啓発により、小規模事業者の防災・減災対策を図る。

※上記内容に変更が生じた場合、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

白石町商工会と白石町との役割分担や実施体制を整理し、お互いに連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回時において、ハザードマップやハザード情報等を用いながら、事業所の立地場所における自然災害等のリスクやその規模を説明する。また災害による影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について周知する。
- ・商工会報や町報、ホームページ等において、国、県、町の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行い、また事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者や当計画認定事業者の事例紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には白石町や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・佐賀県商工会連合会が作成した大規模災害対応マニュアルを参考に、白石町商工会の事業継続計画を作成。（別紙参照）

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)や佐賀県火災共済協同組合と連携し、事業者対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスター等について掲示依頼し、セミナー等を共催で実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の当計画への取組状況を確認し、事業所の立地条件や業種毎のリスク対策、また損害保険等の紹介と必要に応じた加入推進。
- ・自然災害も年々様態の変化が見られ規模も大きくなりつつある。計画の見直しや改善も状況に応じて必要となり、白石町と商工会において確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、白石町との連絡ルートの確認等を行う

(訓練は白石町が実施する住民や事業者向けの訓練等の機会を活用)。

< 2. 発災後の対策 >

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
電話だけでなく、メールや SNS などを活用して、安否確認や業務従事の可否、また大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等について商工会と白石町で共有する)。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認 (検温等) を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、白石町における感染症対策本部設置に基づき商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 商工会と白石町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身が進まず安全確保し、警報解除後に出勤する 等)
- ・ 職員全員が被災するなど、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安)

| 被害規模 | 被害状況 |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、商工会と白石町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

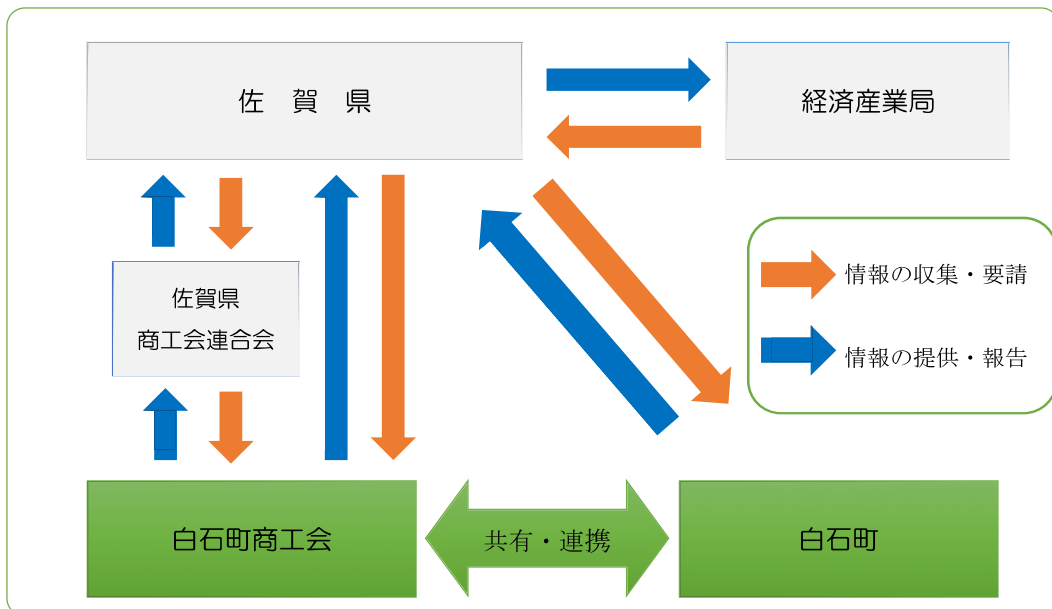
| 期 間 | 共 有 頻 度 |
|-----------|--|
| 発災後～2 週間 | 発災直後は必要に応じ複数回共有し、2 日目より 1 日に 2 回共有する。(必要に応じ頻度を増やす) |
| 2 週間～1 ヶ月 | 1 日に 1 回共有する。 |
| 1 ヶ月～2 ヶ月 | 1 週間に 1 回共有する。 |
| 2 ヶ月～3 ヶ月 | 2 週間に 1 回共有する。 |
| 3 ヶ月以降 | 1 ヶ月に 1 回共有する。 |

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

- ・ 新型インフルエンザ等感染症対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、商工会と白石町で被害情報を共有し、被災地域での実施体制や支援活動等について決める。
- ・ 商工会と白石町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 商工会と白石町が共有した情報を、県の指定する方法にて商工会又は白石町より県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等から情報や方針に基づき、商工会と白石町が共有した情報を県の指定する方法にて商工会又は白石町より県へ報告する。



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

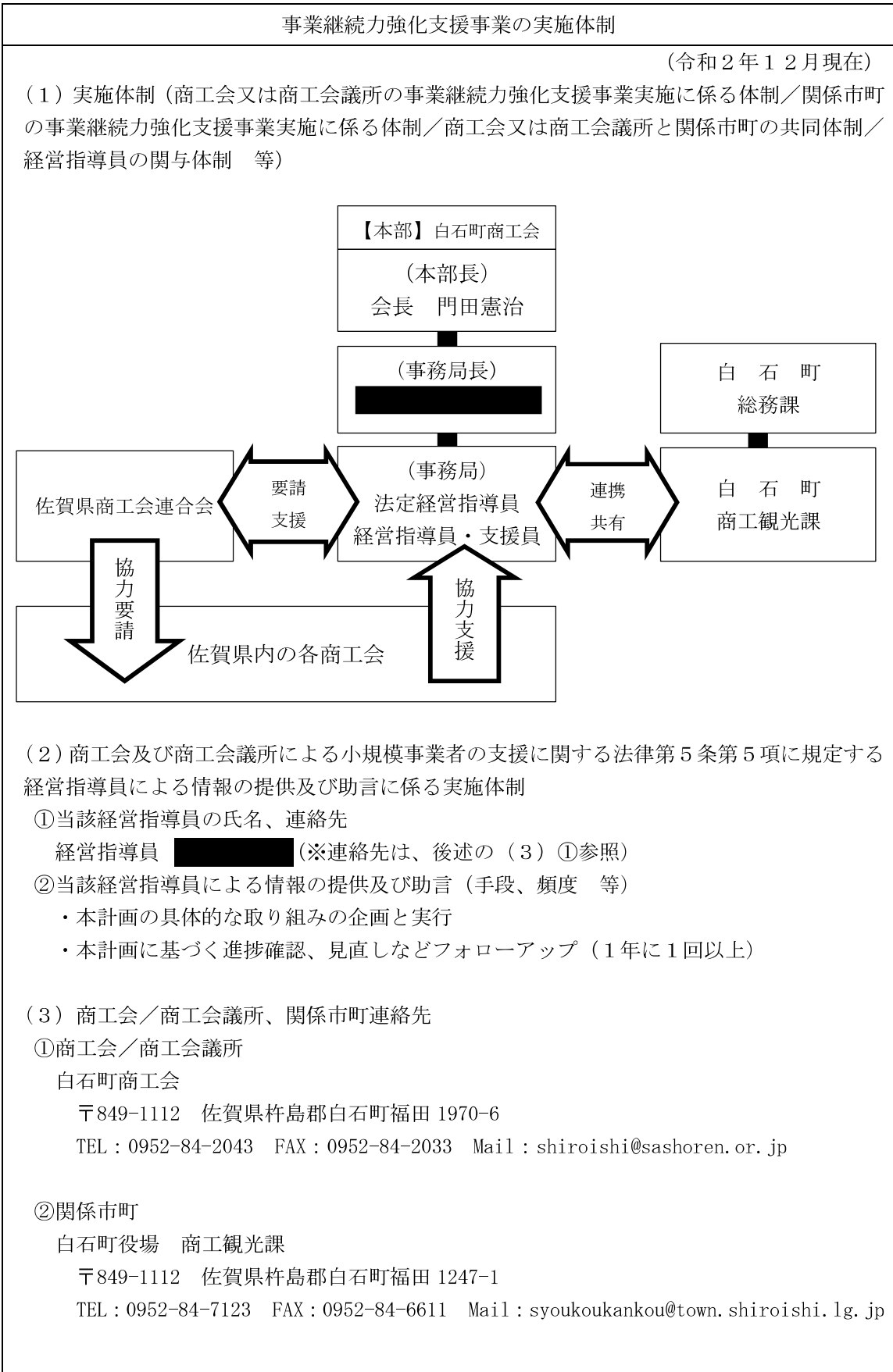
- ・ 応急対策の相談窓口の開設等については、商工会と白石町で協議のうえ開設する。また開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認された場所をあらかじめ協議しておき代替窓口として設置する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者への施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者等の被害状況の調査を行うと同時に地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する（国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・商工会と白石町で協議、また国や県、県商工会連合会の方針に従いながら、被災小規模事業者に対し支援を行う。
 - ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や商工会連合会に相談する。
 - ・支援にあたっては新型コロナウイルスの状況も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。
- ※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 450 | 250 | 450 | 250 | 450 |
| セミナー開催費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 通信費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| パンフ・チラシ作成費 | 200 | | 200 | | 200 |
| 感染症対策費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|----------------------|
| 会費収入、事業収入、補助金(国・県・町) |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| なし |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ① ② ③ ・ ・ ・ |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ① ② ③ ・ ・ ・ |
| 連携体制図等 |
| ① ② ③ |